

平成 30 年 6 月 27 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H03410

研究課題名(和文)「新たな社会問題」空間としての被差別部落と都市下層の再編過程の研究

研究課題名(英文) Changing Community of Minority and underclass in Urban Area

研究代表者

野口 道彦 (NOGUCHI, Michihiko)

大阪市立大学・人権問題研究センター・特任研究員 A

研究者番号：00116170

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 7,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究で明らかにしたことは、(1)国勢調査データや既存の官庁統計データを活用した分析では、階層状況、転入・転出の移動状況は、大阪市内の被差別部落12地区の間でも大きな変化があること、またそれぞれの周辺地区との間でも類似性の高い地域と差異が認められる地域など階層状況は変化に富んでいること、(2)被差別部落(大阪市S地区)における生活実態アンケート調査の分析では、原住・転入状況により7つのパターンに分け、それぞれの地域での生活状況が異なること(3)被差別部落出身の教師たちや大阪市内の被差別部落の関係者から聞き取り調査を行い、2002年3月の特別措置法廃止以降の変化の受けとめ方に多様性があること。

研究成果の概要(英文)：The objective of this research is to clarify the changes of Buraku communities in Osaka City after the termination of Special Measures Law in March, 2002.

1. Analysis of data of national census and other statistics clarified the major changes in twelve Buraku communities, especially their class structures and mobility. While certain communities showed stark differences in their class structures from their surrounding communities, others did not. Variation of class structures were observed among twelve communities. 2. We get the data using the questionnaires in one of the Buraku communities called "S". Respondents were divided into seven groups, according to their experience of moving into/out from "S". Patterns of lives of different groups were clarified. 3. Semi-structured interviews were conducted to the teachers originally from Buraku communities, as well as to those involved in community building activities, focusing on how they perceive the changes after 2002.

研究分野：社会学

キーワード：階層 部落問題 社会移動 都市問題 差別 街づくり 地域福祉 ジェンダー

1. 研究開始当初の背景

33年間にわたって続いてきた特別措置法による同和対策の時代は2002年3月で終わり、被差別部落をとりまく状況は大きく変化した。それから十数年が経過している。本研究は、この近年の変化に焦点を絞ることにした。

研究代表者は、2011年度から2013年度まで、科研費基盤B「戦後大阪の都市部落の変容過程に関する研究(H23330162)」を受けた。この研究は、大阪市の12の同和地区の施設等で保管されてきた膨大な同和事業関連文書資料のアーカイブ化を行い、これらの文書資料群を利用して、戦後大阪の都市部落が、同和対策事業によってどのように変貌してきたのかを明らかにした。

今回の研究は、その研究成果を踏まえて、都市下層との関連において、都市部落がどのように変容しているのかを明らかにしようと考えた。

2. 研究の目的

1969年から2002年までわたって実施されてきた同和対策の諸事業は部落差別解消のために地域インフラ整備と地域住民への福祉の充実を達成し、被差別部落に及ぼした影響はきわめて大きいものであった。しかしながら特措法切れによる一般施策化がすすむにつれ、今日の被差別部落は大きく変容しつつある。

本研究は、被差別部落を起点・終点とする多様な人びとの「移動」の増加、被差別部落へのまなざしの変化と差別の残存、被差別部落への福祉施策カットという現実の中で新たに生じつつある地域福祉の新しい仕組みの登場、という3側面に着目しつつ、2000年代以降の「変容する部落」の現実について、総合的に明らかにしようとするものである。そのことを通じ、大阪という巨大都市の空間的・社会的な再編成過程のなかで、あらためて「現代の部落問題」を再定義することを目的とする。

3. 研究の方法

近年の都市部落の変容過程を明らかにするという目的に応じて扱うデータや分析方法は、次のような多面的なものにした。

1) 国勢調査データや既存の官庁統計データを利用して、被差別部落、周辺隣接地区、さらに広域な地域を比較し、社会構造の変動を明らかにする。

2) 被差別部落における転入・転入の状況と住民の生活実態を明らかにするために公営住宅居住者を対象としたアンケート調査を実施する。

3) 地区内に居住する「社会的に不利な立場」にある人びとへのインテンシブな聞き取り調査を実施し被差別部落における階層的現実の具体像を明らかにする。

4) 現在の被差別部落におけるコミュニテ

ィ・ベースでの新しい地域福祉実践の実態を把握するために、活動の担い手への聞き取り調査や関係資料の収集を行う。

5) 人権問題に関する意識調査の再分析を通じて、部落問題をめぐる人々の意識や認識の枠組みがどのような点で変化したのかを明らかにする。

6) 大阪市内の被差別部落に保管されていた同和行政関係資料群を利用して、同和行政が被差別部落にどのような「成果」と変化をもたらしたのか検証を行う。

研究全体を通じて重要視したいのはジェンダーという視角と部落解放運動との連関という運動論的視角である。上記の6点にわたる研究の進展とともに、研究会を継続的に開催し、実証研究をふまえて「現在の部落問題」の再定義に向けた理論構築のための研究を並行して行う。

4. 研究成果

(1) 都市型部落における人々の移動と階層変動

大阪市内の同和地区の社会構造は同和対策事業によって大きく変貌した。その階層構造の変容過程を、国勢調査など官庁統計データを独自分析によって明らかにした。

大阪市内の同和地区(12地区)の階層的低位性は「いまだ」解消されてはいないことが明らかになった。たとえば、大阪市全体の等価所得の分布に基づいて大阪市民を5所得階級(L=Lower、LM=LowerMiddle、M=Middle、UM=UpperMiddle、U=Upper)に区分し、構成比がそれぞれ20%になるようにした場合、同和地区居住者の所得階層分布はL(下層:35.5%)およびLM(中下層23.7%)に著しく偏っており、その階層的低位性は顕著にみられた。

同時に、同和地区「内部」にもかなり大きい階層格差が存在することも明らかになった。たとえば12地区の中で最も所得水準が高いF地区の等価所得の平均値は296.7万円、貧困率が20.8%であるのにたいして、最も低いK地区のそれは188.2万円、36.1%であり、地区間の階層的な位置の違いはかなり大きい。さらには、同じ地区内においても、「住宅の所有形態」の違いによって、その所得水準が大きく異なっており、階層差も、大きいことが明らかになった。

表1. 住宅の種類別階層構成(等価所得の分布)

同和地区	L	LM	M	UM	U	sum
持ち家	18.2%	19.3%	20.6%	19.6%	22.2%	100.0%
公営借家	46.6%	25.7%	14.6%	9.5%	3.6%	100.0%
民営借家	33.4%	24.3%	17.5%	14.2%	10.5%	100.0%

とくに同和地区の公営住宅居住層の所得階層が大きく下方に偏っている。それに対して「持ち家」居住層の階層構成は大阪市全体の平均よりも幾分か高くなっており、「民間借家」居住層は公営住宅居住層と持ち家居住層の中間に位置している。同和地区においては、公営住宅居住者の比率は42.8%であり(大阪市全体では8.4%)同和地区の「貧し

さ」の大きな要因のひとつが「公営住宅」居住者の「貧しさ」であることが確認された。

さらに今回の研究によって、同和地区を起点・終点とする「人びとの移動」(同和地区への転入と同和地区からの転出)によって、同和地区では、さらに階層分化が進行しつつあることがわかった。過去 20 年間で、大阪の同和地区における「人びとの移動」は急激に増大している。1990 年時点での同和地区への転入者率は 20.3%であったものが 2000 年には 32.0%、2010 年時点では 30.1%と推計され、この転入者率は 2010 年の大阪市全体における転入者率 30.9%とほとんど変わらなくなっている。大阪の同和地区はもはや閉鎖空間ではなく、多くの人びとが転入・転出する「開かれた」場所になっている。もちろん、このような人びとの移動の量は、地区によって、大きな差異がある。たとえば最も激しく人びとが移動している A 地区においては、2005～2010 年の 5 年間における転出者率は 39.2%、転入者率は 44.9%であるのに対して、最も人の移動が少ない E 地区では転出者率が 23.3%、転入者率が 4.2%と大きな開きがあり、また、「住宅の所有形態」によっても転出者率・転入者率に大きな違いがある。地区内の「持ち家」からの転出者率は 13.1%、転入率は 14.1%と低く、公営住宅からの転出者率は 28.8%、転入者率は 16.8%、民営借家からの転出者率は 50.0%、転入者率は 55.5%と高い。このような人びとの移動の強弱に規定されて、同和地区(12 地区)の社会構造(階層構造)はいわば「不均等」に変化しつつあることがわかった。地区内からどのような人びと(年齢、性別、家族形態、就業状態、その階層的な位置)が転出し、またどのような人びとが転入しているのかによって、地区の状況は大きく変化しつつある。今回の研究を通じて、大阪の同和地区における「移動」の中心は地区内の民営借家から転出し、あるいはそこへと転入してくる 20～30 歳代の若年層であることが明らかになった。そしてその就業状況や学歴構成、所得などから判断するとこれら転入若年層の階層的な位置は相対的に低位であるが、それでも「在住」層と比較するとその所得階層構成は幾分か高くなっており、また職業構成においても専門技術職や事務職の比率が高い。こうした若年層の流入によって地区の階層構成は徐々にではあるが高まりつつある。これに対して、公営住宅の比率が極端に高い地区では、移動の絶対量が小さく、さらにそこへの転入者の中心は公営住宅への入居者であり、その階層的な位置は絶対的に低位である。以上のように、同和地区における「人びとの移動」を観ることによって、12 地区間の、そして地区内の階層分化が進行しつつあるという、大阪の同和地区の状況が明らかになった。(以上、島和博)

## (2) S 地区での生活実態調査の実施

国勢調査データなどによる大阪市内の 12 の被差別部落の分析を踏まえて、市営住宅の住民の変化を明らかにすること目的にし、調査対象地を S 地区とし、調査は市営住宅に住む全世帯を対象に悉皆調査を行った。調査票は世帯票と個人票(15 歳以上)の 2 種類を用いた。

調査期間は、2016 年 11 月 14 日から 12 月

9 日。有効回答は、世帯票 335 戸、個人票 540 名から得られた。有効回答率は世帯単位で 71.1%である。

S 地区では、全世帯が市営住宅の居住者であり、2000 年前後から始まった応能応益家賃によって、所得の安定層が世帯分離をして転出、あるいは世帯ごと転出していった。空き家になった市営住宅には公募方式により転入者が 2000 年頃から増加した。調査結果については、報告書にまとめた(末尾、図書リスト、野口を参照)。ここでは、原住・転入関係に絞って知見を述べる。

生まれてからこのかた、S 地区を離れて生活をした経験をもたないものは 27% (146 人)と少ない。「生まれはこの地域であるが、一時他地域で生活していた」という U ターン組は 23% (123 人)。「他地域からここに移動してきた」転入者は 48% (261 人)を占める。大阪市内の被差別部落 12 地区のうちで S 地区は移動が少ないといわれてきた。しかし、S 地区の現在の居住者の半数近くが転入者であるという事実は、意外であった。S 地区の現在の居住者の 70%は移動歴をもち、高移動社会である。

移動の時期は、「30 年以上前から」40% (152 人)、「20～30 年前頃から」15% (57 人)、「10～20 年前頃から」18% (70 人) 最近(10 年以内)は、26% (100 人)である。

原住・転入の別と、転入の時期によって、移動のパターンを 7 つにまとめた。その結果、「原住」146 人、27.0%、「30 年以上前 U ターン」60 人、11.1%、「10～30 年前 U ターン」45 人、8.3%、「最近 U ターン」13 人、2.4%、「30 年以上前に転入」92 人、17.0%、「10～30 年前に転入」82 人、15.2%、「最近転入」87 人、16.1%、「その他」15 人、2.8%であった。

「最近転入」の年齢構成をみると、65 歳以上が 40%、35～64 歳が 36%、15～34 歳は少なく 24%である、この構成比は、「原住」と比べると 65 歳以上がやや少なく、15～34 歳がやや多い。平均年齢は 54.2 歳であり、他のパターンと比べると若い層が多い。「最近転入」の転入の理由は「市営住宅に応募して」がもっとも多く(75%)、「親や親類がいたから」をあげる人は少ない(6%)。「最近転入」の平均世帯収入は、221 万円であり、「原住」の 278 万円と比べてやや低い。家族類型は、「最近転入」で最も多いのが「夫婦」28%であり、「一人親と子」も 25%、「夫婦と子」も 23%も多い。これらの比率は、全体の構成比率と似通っている。ただ「単身」がやや少ない(16%)は、単身者は入居に応募できないという制約あるため、入居の時には他の世帯員がいたが、その後の状況の変化によって単身になったものと思われる。

「最近転入」層の地域活動への平均の参加度は、「最近転入」が 1.74 であり、全体の平均値 3.35 よりも格段に低い。また、地域の施設・医療・福祉サービスの利用度は、「最近転入」が 2.11 であり、全体の平均値 2.53 よりも低い。地域情報誌への接触度は、「最近転入」が 1.77 であり、全体の平均値の 2.42 と比べても低い。いずれも地域との関わりは低調である。しかしながら、定住志向は、「最近転入」でも多い(64%)。「引越したい」

というのは10%にとどまり、他の類型と比べて多いわけではない。

他地域からの転入者層が、従来の住民との共通体験をいかに増やしていくかが今後の課題である。街づくりに主体的に参加することができる条件を整えることが、極めて重要であることが明らかになった。(以上、野口道彦)

### (3)都市型部落における福祉と教育の連携と子ども世帯の転出入が与える影響

生活困窮者自立支援制度との関連において、福祉と教育の連携は、被差別部落ではいかなる展開を見せているか、子どもの貧困対策のとりくみが進められるなか、被差別部落においては、地域と学校がいかなる実践を展開しているか、子ども世帯の転出入は、学校や地域にどのような影響を与えているか、などの問題関心から、被差別部落で、子どもや子どものいる世帯の支援に携わっている人、被差別部落の子どもが通う保育所の保育士、小学校・中学校の教員、人権教育団体や教育委員会の担当者を対象に聞き取りを行なった(2017年2月から8月)。

その結果、被差別部落の公営住宅と学校が、子ども世帯にとってセーフティネットの機能を果たしていることが明らかになった。公営住宅を中心とする住環境整備を行なってきた都市型部落は、子育て世帯の被差別部落からの転出と、生活困窮世帯の被差別部落への転入により、その姿を大きく変化させている。転入する子育て世帯の生活困窮層は、ひとり親世帯に集中しており、その困難も複雑化の様相を呈する。生活困窮層の定住化も進む。こうした実態をふまえ、「貧困」「差別」と公営住宅の関係に地域住民の関心が向けられていることが分かった。

一方、同和対策事業の一般施策化と部落解放運動の変容により、子ども世帯の実態を把握することが困難になっているという課題も明らかになった。被差別部落の子どもをめぐる課題には、子どもの低学力と中途退学、人間関係づくりと自尊感情、立場の自覚が挙げられる。保護者をめぐる課題には、保護者組織の衰退がある。こうした現状のなか、学校が同和教育文化に再び目を向けている。子どもとその保護者がかかえる困難を発見し、チームで支援し、学外と連携するというノウハウを蓄積してきた学校の実践事例には、被差別部落のみならず、子どものいる世帯の困難を解決する可能性が見出せる。

地域の実践も新たな展開を迎えていることが分かった。地域内施設が果たしていた居場所機能、子どもを支える地域力、部落解放運動における教育運動の再位置づけ、福祉と教育の連携、学校と地域の連携といった点を重視した実践が展開されている。それは保護者・地域住民・教員による、「ポスト同和法」における挑戦であり、これまでの実践経験の継承と再構築の努力が見られた。子ども世帯が抱える困難と課題の克服に向けて、被差別部落の学校と地域で展開されている事例については、生活困窮者自立支援制度や子どもの貧困対策制度を活用しながら進められている全国の実践事例との比較検証が今後必要である。(以上、熊本理抄)

### (4)法期限後の学校・地域と同和教育の変化

について 若手(20・30歳代)部落出身教師の視点から

部落出身の子ども・青年の反差別の主体としてのアイデンティティ形成の場や仲間づくりの場が、地対財特法の失効後、失われつつあるのではないか。特別措置法時代(1969~2002)までは「対象地域」を特定し、様々な事業(同和対策事業)が実施されてきたが、法期限後は、「法がない=対象地域がない=対象地域(被差別部落)や出身者の特定は差別になる」という認識によって、学校では部落や部落出身者が顕現するような取り組みが行われなくなり(校区に部落のある学校が、地元の地域をフィールドワークで訪れたり、地域から講師を招聘して、地域の歴史や運動について学ぼうとするような実践が激減した)、部落外の子どもたちもまた、具体的な部落の姿に触れることなく、教科書上の知識だけで部落問題を知るといった傾向が強まっている。こうした環境の変化の中で、学校で、同和・人権教育を担っていく若手教師たちが、自らの経験した学校・地域での同和教育をどのように評価し、今後の実践につなげていこうととらえているのか、20・30歳代の部落出身教師(いずれも、解放学級や解放子ども会を経験)に焦点を絞って聞き取り調査を行った。

86-89年生れの本調査への協力者は、いずれも解放学級、部落解放子ども会を経験しており、自分自身の「部落とのつながり」を、解放学級や部落解放子ども会、または「親から」聞いている。但し、小さなころから地域のことや部落問題については学習していたけれども(例えば小学校1年生から、狭山学習があり、ゼッケン登校をしていたが)その意味が理解できたのは、後のことであったという者もある。興味深いのは、「部落」出身であることを伝えられ、その意味を理解したとき、それ以前の学習の蓄積があったので、「ショックは受けなかった」とか「マイナスだと感じたことがない」「社会的立場の自覚は自分にとってはプラス。人を思いやれる力を身につけたから」という声が共通していたことである。その背景には、この年代層が地域や学校で経験した同和教育に対する、積極的な評価や信頼感がある。部落の歴史や運動について、豊かに学んだ経験があり、また、「自分にとっての部落」を地域外の友人たちに対して、伝えようと試行錯誤し、相手から理解を得られた「成功体験」がある者にとって、同和教育は自己形成にとっての重要な一部分だと認識されていることが明らかになった。

また、地域・学校における同和教育に対する信頼感とともに、「自分もそうした立ち位置に立ちたい」という動機から教師を志した者もいる。中には、小学校高学年の歴史学習で、部落問題が取り上げられるのを期待して待っていたのに、教師がそれを飛ばして授業を進めてしまったことに憤り、「どうして教えてくれないのか」と学校に異議申し立てをし、「ちゃんと教えられる教師になりたい」という思いを持ったという者もある。教師がロールモデルであれ、反面教師であれ、彼らが教師を志した背景には、教師に対する強い期待や思いがあった。最近では若手教師たち

の現任校での同和・人権教育に対するコミットメントには、かなり幅がみられる。それは現任校の環境や同和・人権教育に関わる条件、学校での担当などにもよって異なる。だが、どの教師も、同和教育の重要性を指摘するとともに、「かつて自分が経験した同和教育」の良さを、何とか現在の教育実践の中で再生させようと試みていることがわかった。(以上、阿久澤麻理子)

#### 5. 主な発表論文等

(雑誌論文)(計30件)

島和博「大阪市内同和地区における人びとの移動と階層変動」人権問題研究、査読、No.16、2018、(印刷中)

齋藤直子、被差別部落出身者に対する結婚差別問題、在日済州人センター叢書3、済州大学(韓国)、査読無、(韓国語論文)、2018(印刷中)

齋藤直子、部落差別解消推進法、第6条 部落差別の実態に係る調査、を通じて、何をどのように明らかにできるのか、部落解放と大学教育、査読無、No.31、2018、pp.18-25

桜井啓太、生活保護世帯の子どもの大学等進学を考える、賃金と社会保障、No.1697・1698、査読無、2018、pp.36-44

桜井啓太、2018年度からの生活保護基準見直し—子どものいる世帯への影響を中心に、賃金と社会保障、No.1700、査読無、2018、pp.26-36

齋藤直子、部落差別の解消の推進に関する法律の施行と今後の課題、共生社会研究、査読有、NO.12、2017、pp.33-40

熊本理抄、被差別部落の母子家庭支援は、なにとつながり、なにとつながっていないのか、部落解放研究、査読無、No.207、2017、pp.60-83

熊本理抄、結婚により被差別部落に転入した部落出身女性の変容プロセス、人権問題研究所紀要、査読無、31巻、2017、pp.55--80

阿久澤麻理子、インターネットと部落差別 全国部落調査、事件が提起すること、部落解放、No.746、査読無、2017、pp.79-87

櫻田和也、労働の拒否という思想、季刊フォーラム、教育と文化、2017、査読無、

桜井啓太・鷲見佳宏・堀毛忠弘、生活保護世帯の大学生の現状と課題 堺市生活保護世帯の大学生等実態調査から、貧困研究、Vol.19、査読無、2017、pp.97-109

野口道彦、ネオリベリズム時代の差別解消論、部落史研究、査読無、No.33、2016、pp.2--23

島和博、変容する都市の同和地区とその「都市下層」への編入について—部落問題を階級・階層の視点から捉え直すもの、人権問題研究、査読無、No.15、2016、pp5--41

齋藤直子、部落青年と恋愛・結婚-「未婚化社会における「結婚差別」、家族研究年報、査読無、Vol.41、2016、pp.5-20

齋藤直子、19年前の調査を読み直す、atプラス、査読無、Vol.29、2016、pp.43--61

齋藤直子、なぜ差別禁止法が必要なのか、部落解放、査読無、No.726、2016、pp.74--84

熊本理抄、差別と解放主体に関する被差別部落女性の認識 1970年代における部落解放全国婦人集会での議論から、人文学論集、査読有、Vol.34、2016、pp.37-73

熊本理抄、被差別部落女性にみられる女性の権利の意識化 1980年代の部落解放全国婦人集会での議論から、人権問題研究所紀要、査読無、30巻、2016、pp.55-92

Akuzawa, Mariko, Morals and Market: Changing Attitudes toward Minorities, Human Rights

Education in Asia-Pacific、査読無、vol.7、2016、pp233--246

Akuzawa, Mariko, Changing Patterns of Discrimination in Japan: Rise of Hate Speech and Exclusionism on the Internet and the Challenges to Human Rights Education, Taiwan Human Rights Journal.(台彎人權學刊)、査読有、vol.3、No.4、2016、pp37--50

②1 桜井啓太、高等教育と貧困の諸問題、教育と文化、査読無、vol.84、2016、pp.68-18

②2 熊本理抄、女性が抱える課題を「ケア」の視点から考える、部落解放研究、査読無、No.203、2015年、pp.67-93

②3 熊本理抄、被差別部落における相談・支援の現状と課題 相談員(支援者)ヒアリング調査から、部落解放研究、査読無、203号、2015年、pp.43-66

②4 熊本理抄、「被差別部落女性の実態調査」再分析 提示された部落解放運動の課題、ひょうご部落解放、査読無、157号、2015年、pp.30-45

②5 阿久澤麻理子、「兵庫県被差別部落女性の実態調査」再集計から「教育」と「労働」を通してみる兵庫の女性4代記、ひょうご部落解放、査読無、No.157、2015、pp.15-29

②6 阿久澤麻理子、人権・同和教育のいま マイリティのエンパワメントへの思い、Globe、No.83、2015、pp.16-17

②7 Akuzawa, M., Human Rights Education in Japan: Overview, FOCUS Asia-Pacific. Vol.82, Asia-Pacific Human Rights Information Center, 2015, pp.12-13

②8 櫻田和也、ポストモダン都市・大阪、URP Report Series 査読無、33号、大阪市立大学、2015年、pp.101-121

②9 Takeshi Haraguchi and Kazuya Sakurada, 'Deconstructing the Myth of Japanese Society: to reclaim the concept of "precarity".' "Dialogues in Human Geography," 査読有、5(1) Sage, 2015. pp.118-120, doi:10.1177/2043820614563440

③0 桜井啓太、子どもの貧困を学力向上で乗り越える?、教育と文化、査読無、79号、2015年、pp.45-52

(学会発表) 計(16)件/うち招待講演 計(3)件/うち国際学会 計(3)件

桜井啓太・鷲見佳宏・堀毛忠弘、生活保護と大学進学:生活保護世帯の大学生等生活実態調査(堺市)から、貧困研究会第10回研究大会、2017年12月10日、大谷大学

Naoko Saito 2017 "La Discriminación Matrimonial hacia la Minoría Buraku", Seminar "Inequalities and Families", the Research Committee on Family Research of International Sociological Association, 29, November 2017, National Autonomous University of Mexico.

櫻田和也、戦後日本の相対的過剰人口 高度成長期以降の不安定就業論を再考する、政治経済学・経済史学会2017年度秋季学術大会、2017年10月

阿久澤麻理子、部落差別の現代的位相を問う 各地の人権意識調査の結果にみる市民の部落問題認識・意識の変化、日本社会教育学会第64回研究大会、2017年9月16日、埼玉大学(埼玉市)

阿久澤麻理子、地対財特法後の都市部落と、周縁化、に抗する取り組み、日本社会教育学会第64回研究大会、2017年9月15日、埼玉大学(埼玉市)

阿久澤麻理子、変容する差別・排除 市民意識調査を通してみた部落差別若者世代の教育を考えるために、日本人権教育研究学会第18

回研究会、2017年8月10日、姫路大学(姫路市)

齋藤直子「部落」・「社会の芸術」を考えるための基礎知識、社会の芸術フォーラム(招待講演)、2017年3月3日、東京大学本郷キャンパス(東京都)

齋藤直子、結婚差別を考える 日本社会の恋愛・結婚を背景として、部落解放研究第22回三重県集会(招待講演)、2017年01月07日三重県総合文化センター(三重県津市)

阿久澤麻理子、法期限後の人権・同和教育とマイノリティのエンパワメントー部落出身教師の聞き取りから、日本人権教育研究会、第17回研究会大会、2016年8月8日、兵庫教育大学神戸ハーバーランドキャンパス(神戸市)

櫻田和也、持木良太、原口剛、板倉善之、他2名、だれが、なんのために「調査」するのか?、関西社会学会、2016年05月28日-29日、大阪大学吹田キャンパス

Manuel Yang and Kazuya Sakurada 'Commoners, Renegades, and the Money-Form: Desertion and Refusal of Labor in Early Modern Japanese and Global Capitalism.' "Runaways: Desertion and Mobility in Global Labor History," 23 Oct 2015. International Institute of Social History, Amsterdam

阿久澤麻理子、同和对策事業の終結後の若者たち 部落出身者としてのアイデンティティと政策・地域・運動・学校、日本社会教育学会第62回研究会、2015年9月19日、(首都大学東京南大沢キャンパス)

齋藤直子、「未婚化社会」の周辺を考える 部落青年と恋愛・結婚:「未婚化社会」における結婚差別、家族問題研究会 2015年7月25日 早稲田大学戸山キャンパス

齋藤直子、マイノリティと人権、被差別部落出身者に対する結婚差別問題、済州大学在日済州人センターシンポジウム(招待講演)、2015年6月19日 済州大学(韓国)

桜井啓太、自立支援の構造-日本型ワークフェアとしての「自立支援施策」を題材に、2015.4.25、社会配分研究会、(大阪市立大学梅田サテライト)

桜井啓太、自立支援と労働-「自立支援」がもたらした労働・社会福祉への影響と変容、2015.4.16、岩波研究会(岩波書店)

#### [図書](計6件)

野口道彦、大阪市立大学人権問題研究センター、2016年住吉地区暮らしのアンケート調査報告書、人権問題研究、別冊、2018、222

野口道彦、世界人権問題研究センター、ネオリベラリズム、リバタリアニズムと結婚差別、地縁忌避(世界人権問題研究センター編、問いとしての部落問題研究-近現代日本の忌避・排除・包摂) 2018、295(うちpp.265--290)

桜井啓太、法律文化社 自立支援の社会保障を問う、2017、256

齋藤直子、勁草書房、結婚差別の社会学、2017、312、ISBN978-4-326-65408-6

齋藤直子、新泉社、結婚差別問題と家族(松木洋人・永田夏来編、入門家族社会学) 2017、240(うちpp.166-180)、ISBN978-4-7877-17

熊本理抄、御茶の水書房、『家族』というかきぶた、家族写真をめぐる私たちの歴史、在日朝鮮人、被差別部落、アイヌ、沖縄、外国人女性、2016、262

[その他]  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

野口 道彦 (NOGUCHI, Michihiko)  
大阪市立大学・人権問題研究センター・名誉教授  
研究者番号: 00116170

##### (2) 研究分担者

島 和博 (SHIMA, Kazuhiro)  
大阪市立大学・人権問題研究センター・特任研究員  
研究者番号: 50235602

古久保 さくら (FURUKUBO, Sakura)  
大阪市立大学・人権問題研究センター・准教授  
研究者番号: 20291990

岸 直子 (齋藤直子) (SAITO, Naoko)  
大阪市立大学・人権問題研究センター・特任准教授  
研究者番号: 90599284

阿久澤 麻理子 (AKUZAWA, Mariko)  
大阪市立大学・大学院創造都市研究科・教授  
研究者番号: 20305692

熊本 理抄 (KUMAMOTO, Risa)  
近畿大学・付置研究所・准教授  
近畿大学・研究者番号: 80351576

桜井 啓太 (SAKURAI, Keita)  
名古屋市立大学・人間科学研究科・講師  
研究者番号: 90751339

櫻田 和也 (SAKURADA, Kazuya)  
大阪市立大学・文学研究科都市文化研究センター・研究員  
研究者番号: 70555325

(3) 連携研究者  
なし

(4) 研究協力者  
なし